

宮城県伝統的工芸品振興対策要綱

(目的)

第1 この要綱は、県内の地域において育み受け継がれてきた伝統性のある工芸品の良さを見直し、宮城県伝統的工芸品として指定することにより、その工芸品の製造事業者及び製造事業者で構成する事業協同組合又は任意団体（以下「製造事業者等」という。）の製造意欲の高揚及びその工芸品製造産業の健全な育成・振興を図ることを目的とする。

(伝統的工芸品の指定)

第2 知事は、学識経験者等の意見を聴いて、工芸品であって、次の各号に掲げる要件に該当するものを「宮城県伝統的工芸品」（以下「伝統的工芸品」という。）として指定するものとする。

- (1) 主として、日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。

2 知事は、前項の規定により指定するときは、必要な条件を付することができるものとする。

(指定の申出)

第3 第2の規定により伝統的工芸品として指定（以下「指定」という。）を受けようとする製造事業者等は、別記様式第1号による申出書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申出書を受理したときは、必要に応じて、当該製造事業者等の主たる事業所が所在する市町村長の意見を別記様式第2号による意見書により聴くものとする。

(指定の公表及び通知)

第4 知事は、指定を行ったときは、その旨を公表するものとし、当該指定を申し出た製造事業者等及び意見を聴いた市町村長に通知するものとする。

2 指定された伝統的工芸品の公表は、以下の事項について、行うものとする。

- (1) 当該工芸品の名称
- (2) 当該工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法
- (3) 当該工芸品の製造に伝統的に使用されてきた原材料
- (4) 当該工芸品の製造される地域

3 知事は、指定しない旨の決定をしたときは、その旨及びその旨を決定した明確な理由を当該指定を申し出た製造事業者等及び意見を聴いた市町村長に通知するものとする。

(指定の内容の変更)

第5 知事は、指定された伝統的工芸品について、事業の変更その他特別の事由があると認めるときは、第4の第2項に規定する指定の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、第4の第1項の規定を準用する。

(指定の取消し)

第6 知事は、伝統的工芸品が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学識経験者等の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第2第1項に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 伝統的工芸品として、著しく品位を損なうとき。
- (3) 第7の規定による登録事業者等が存在しなくなったとき。

2 前項の場合において、第4の第1項の規定を準用する。

(伝統的工芸品の登録製造事業者等の登録)

第7 製造事業者等は、指定された伝統的工芸品について、伝統的工芸品の登録製造事業者等（以下「登録事業者等」という。）としての登録（以下「登録」という。）を別記様式第3号の事業者登録申出書により知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出書を受理したときは、必要に応じて、当該製造事業者等の主たる事業所が所在する市町村長の意見を別記様式第2号の意見書により聴くものとする。
- 3 知事は、学識経験者等の意見を聴いて、当該登録を申し出た製造事業者等の製造する工芸品が第2に定める要件と適合しているときは、当該登録を申し出た製造事業者等を登録し、その旨を当該登録を申し出た製造事業者等に通知するものとする。
- 4 知事は、登録しない旨の決定をしたときは、その旨及びその旨を決定した明確な理由を当該登録を申し出た製造事業者等に通知するものとする。
- 5 知事は、第4第1項により指定の通知を受けた製造事業者等を、登録事業者等として登録し、その旨を指定の通知を受けた製造事業者等に通知するものとする。

(登録の取消し)

第8 知事は、登録事業者等の製造する工芸品が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、学識経験者等の意見を聴いて、登録事業者等の登録を取り消すことができる。

- (1) 第2第1項に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 伝統的工芸品として、著しく品位を損なうとき。
- (3) 第6の規定により伝統的工芸品の指定が取消されたとき。

(届出の義務)

第9 登録事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事にその旨を直ちに届けなければならない。

- (1) 登録を返上するとき。
- (2) その事業を中止、又は廃止するとき。
- (3) 氏名、住所等に異動が生じたとき。

(指定の表示)

第10 登録事業者等は、その製造に係る伝統的工芸品について「宮城県伝統的工芸品」と表示することができる。

(経費の補助)

第11 知事は、登録事業者等に対し、次の各号に掲げる事業を実施する経費のうち必要かつ適当と認められるものについて予算の範囲内において補助するものとする。

- (1) 後継者の育成及び従事者の研修に関する事項
- (2) 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項
- (3) 需要の開拓に関する事項
- (4) 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項
- (5) その他伝統的工芸品の振興を図るため必要な事項

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年6月5日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

伝統的工芸品指定状況一覧

	指定区分	指定年月日	伝統的工芸品名	指定地域
1	国指定	昭和 56 年 6 月 22 日	みやぎでんとう 宮城伝統こけし	仙台市, 白石市, 蔵王町, 大崎市 (H18. 3. 31 合併による変更。旧鳴子町)
2		昭和 60 年 5 月 22 日	おかつすずり 雄勝硯	石巻市 (H17. 4. 1 合併による変更。旧雄勝町)
3		平成 3 年 5 月 20 日	なるこしつき 鳴子漆器	大崎市 (H18. 3. 31 合併による変更。旧鳴子町)
4		平成 27 年 6 月 18 日	せんだいたんす 仙台箆笥	仙台市, 塩竈市, 東松島市, 富谷町, 大衡村, 柴田町, 涌谷町, 利府町, 亶理町
5	県指定	昭和 57 年 12 月 1 日	しろいしわし 白石和紙	白石市
6			つつみやき 堤焼	仙台市
7			うもれぎざいく 埋木細工	仙台市
※			鳴子漆器 ※	大崎市 (H18. 3. 31 合併による変更。旧鳴子町)
8			いわでやま だけざいく 岩出山しの竹細工	大崎市 (H18. 3. 31 合併による変更。旧岩出山町)
9			なかにいだうちほもの 中新田打刃物	加美町 (H15. 4. 1 合併による変更。旧中新田町)
10			まつかさふうりん 松笠風鈴	登米市 (H17. 4. 1 合併による変更。旧登米町)
※			雄勝硯 ※	石巻市 (H17. 4. 1 合併による変更。旧雄勝町)
11		昭和 59 年 2 月 16 日	つつみにんぎょう 堤人形	仙台市
12			きりごめやき 切込焼	加美町 (H15. 4. 1 合併による変更。旧宮崎町)
13		昭和 60 年 5 月 22 日	せんだいはりこ 仙台張子	仙台市
14			せんだいつりざお 仙台釣竿	仙台市
15			せんだいひら 仙台平	仙台市
16			せんだいおふで 仙台御筆	仙台市
17			たまむしぬり 玉虫塗	仙台市
18			わかやなぎじおり 若柳地織	栗原市 (H17. 4. 1 合併による変更。旧若柳町)
※		平成 2 年 3 月 2 日	せんだいたんす 仙台箆笥	仙台市
19			せんだいついしゆ 仙台堆朱	仙台市

※ 国指定：4 品目，県指定 18 品目
 (雄勝硯，鳴子漆器，仙台箆笥は国と県の重複指定のため，実質指定は 19 工芸品)